

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署: 病院事務部管理課 No.001

処 分 名	春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可
処 分 の 概 要	春日部市病院事業の用に供する行政財産を使用するときは、病院事業管理者の許可を受ける必要がある。
根拠条例等・条項	■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項 ■春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）第 2 条第 1 項 ■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規定（平成 20 年病院事業管理規程第 14 号）
審 査 基 準	■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用は、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合に限り許可することができる。 (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。 (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。 (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。 (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。 (5) その他特別の理由があるとき。
標準処理期間	10 日（行政財産使用料の算定に要する期間 5 日を含む）
設定年月日	平成 20 年 9 月 25 日
申請時期	行政財産の目的外使用の許可を受けようとするとき。
申請方法	病院事業管理者（病院事務部管理課）に行政財産使用許可書を提出。
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市行政財産使用規則

(使用の許可)

第 2 条

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) その他特別の理由があるとき。

■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項については、春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）及び春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「病院事業管理者」と読み替えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：病院事務部管理課 No.002

処 分 名	春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しない。ただし、条例の用件に該当した場合、使用の許可を受けた者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができる。
根拠条例等・条項	■春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）第 4 条 ■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規定（平成 20 年病院事業管理規程第 14 号）
審 査 基 準	先例がなく、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 20 年 9 月 25 日
申請時期	随時
申請方法	病院事業管理者（病院事務部管理課）に提出。
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の還付)

第4条

既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。

■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項については、春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第79号）及び春日部市行政財産使用規則（平成17年規則第133号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「病院事業管理者」と読み替えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：病院事務部管理課 No.003

処 分 名	春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用料の減免の決定
処 分 の 概 要	春日部市立病院事業の用に供する行政財産の使用料の減額又は免除を受けようとするときは、病院事業管理者の決定を受ける必要がある。
根拠条例等・条項	■春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）第 3 条 ■春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）第 9 条 ■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規定（平成 20 年病院事業管理規程第 14 号）
審 査 基 準	春日部市病院事業の用に供する行政財産の使用料の減額又は免除の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、当該申請者に通知書を交付する。
標準処理期間	10 日（行政財産の使用料の減額又は免除の決定に要する期間 5 日を含む）
設 定 年 月 日	平成 20 年 9 月 25 日
申 請 時 期	行政財産の目的外使用の許可を受けようとするとき。
申 請 方 法	病院事業管理者（病院事務部管理課）に行政財産使用許可書を提出。
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の減免)

第 3 条

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用又は公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため、行政財産を使用するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

■春日部市行政財産使用規則

(使用料の減免申請手続)

第 9 条

条例第 3 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。2 前項の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、行政財産使用料減免決定通知書（様式第 7 号）又は行政財産使用料減免却下通知書（様式第 8 号）を当該申請者に交付するものとする。

■春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

春日部市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項については、春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）及び春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「病院事業管理者」と読み替えるものとする。